

岡田事務所通信

令和6年3月号(第223号)

社会保険労務士法人岡田事務所
〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号
TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604
mail : support@office-okada.jp
URL : <http://www.office-okada.jp/>

健康保険料率、介護保険料率が変更になります

協会けんぽ北海道支部の健康保険料率が令和6年3月分より現行の10.29%から10.21%へ引き下げられます。又、介護保険料率(全国一律)については現行の1.82%から1.60%へ引き下げられます。なお今回の改定による協会けんぽの(新)健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分(4月支払給付から控除分)からの適用となります。なお、令和6年度の雇用保険料率につきましては、令和5年度と同率で変更ありません。

※ 被保険者ごとの社会保険料控除額については弊社より追ってお知らせ致します。

雇用保険適用対象 1週間の労働時間 10時間以上に拡大 閣議決定

政府はパートやアルバイトなど、短時間勤務で働く人たちが失業給付や育児休業給付などを受け取れるようにするため、雇用保険の適用対象を、1週間の労働時間が「10時間以上」の人にまで拡大することを盛り込んだ雇用保険法などの改正案を閣議決定しました。雇用保険は一定の保険料を支払うことで、失業した時や育児休業を取得した時などに給付を受け取れますが、対象は1週間の労働時間が「20時間以上」の人に限定されています。

政府が閣議決定した改正案では、対象を1週間の労働時間が「10時間以上」の人にまで拡大するとしていて、新たにおよそ500万人が雇用保険に加入し、失業給付や育児休業給付などを受け取れるようになる見通しです。また、安心して転職活動を行える環境を整えて成長産業への人材の移動を促そうと、自己都合で離職した人がリスキリング=学び直しに取り組んでいる場合は、今よりも2か月早く、最短で退職後8日目から失業給付の対象となります。

政府は改正案を今国会に提出し、早期の成立を目指す方針です。

障害者雇用 就労人数が増加も達成企業は減 帯広公共職業安定所

帯広公共職業安定所がまとめた昨年の十勝管内の障害者雇用状況によりますと、十勝管内の法定雇用率(2.3%)が適用される民間企業(従業員43.5人以上規模)の計253社を集計したところ、対象となる3万7067人のうち、雇用されている障害者数は936人で、22年比81.5人増となり、実雇用率は2.53%(22年比0.26ポイント増)となりました。法定雇用率達成企業は124社で前年より6社減っています。

同所管内では、雇用されている障害者数は着実に増えていますが、依然として半数以上の企業では、法定雇用率が未達成な状況にあります。このため、同所では、法定雇用率を達成するように指導を強化する考えです。

さらに、同所では障害のある求職者の紹介、雇い入れに対する助成金などの活用促進、福祉施設と連携したチーム支援の充実、ジョブコーチなどを活用した職場適応・職場定着の推進を図るなどの対応を実施し、「法定雇用率未達成企業に対する障害者雇い入れ支援に努めていきたい」としています。



- SL 冬の湿原号 -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【 時間外・休日労働に関する協定(36 協定) 】

36 協定とは使用者と労働者の間で締結する協定で、この協定を労働基準監督署に届け出ることにより労働者に対し、時間外労働・休日労働を適法に行わせる事ができます。協定書には時間外・休日労働を行わせる理由、延長できる時間等を定めます。一定期間ごとに上限が定められており、その範囲内で時間数等を定めます。ただし、例外的に一定要件を満たした特別条項を定めることにより通常定められた上限以上の上限時間を設定することも可能となっています。上限規制の適用が猶予されていた建設業や自動車運転業務等の事業につきましても今年の 4 月から適用されることとなります。(自動車運転業務は一部適用)

事務所より

十勝の今冬は雪が少ないまま終わるのではと淡い期待をしていましたが、やはり帳尻合わせのようにドカ雪が降り、少しずつ春に近づいて来ていた街の景色も一点雪景色に逆戻りといった感じですね。ただ、雪が少なく、今冬の営業が制限されていたスキー場や除雪業の方にとっては、恵みの雨ならぬ恵みの雪となっているかもしれませんね。十勝の基幹産業である農業においても、雪が少ないと農地の土壌の凍結が進み、春の作業に遅れが出ることもあるようですので、雪が降ることは悪いことばかりでもありませんね。ただ、除雪作業という点で言うと、この時期の重いドカ雪は勘弁してほしいというのが本音ですね・・・。

転職サービス「doda」が行った残業をテーマとした調査によりますと、7 割の企業が直近 1 年間に残業対策を実施し、業種では 2024 年問題を迎える「運輸・物流」が実施率でトップとなりました。その一方で実際の残業時間の減少幅は「-0.3 時間」にとどまっており、対策を実施しても、その効果がなかなか出づらい面が浮き彫りとなった形です。さらに 20、30 代のビジネスパーソンの 6 割が残業の多さで転職を検討しているという結果も出ており、長時間の残業リスクが人材定着の面からも高まっていることが伺えます。人手不足の状況が顕著化する中、残業時間を減らすことは企業にとって難しい面もありますが、逆に人材を確保するためには残業時間対策が必要という見方もできますので、企業全体で業務の効率化等を含めた残業時間対策に本腰を入れ、取り組む必要があると言えます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出手続

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

年度替わりを控え、時間外労働・休日労働の協定届(36 協定)の準備を行っております。事業所と労働者代表の方の署名・押印等をご依頼させていただくことがありますので、よろしくお願い致します。36 協定につきましては、労働者代表者の選任についてチェックボックスが設けられておりますので、こちらもご確認の上、協定を締結してくださいませよう、よろしくお願い致します。

